

公益社団法人日本栄養士会・一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会  
「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」制度運営規程

(趣意)

第1条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会・一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」制度規約（以下「制度規約」という。）第4条第3項、第6条第2項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項および第10条第2項に基づき、摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士制度の運営について定める。

(認定委員会)

第2条 制度規約第4条に定める認定委員会は、日本栄養士会および日本摂食嚥下リハビリテーション学会（以下「嚥下リハ学会」という。）より若干名をもって組織する。

- 2 認定委員会委員は、制度規約第7条に定める研修小委員会または第8条に定める試験小委員会の委員を兼務する。
- 3 認定委員会の委員長は日本栄養士会より選任、副委員長は日本栄養士会および嚥下リハ学会より1名ずつ選任する。
- 4 認定委員会委員長は、会務を総理する。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

(認定条件)

第3条 制度規約第6条に定める認定条件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 管理栄養士を取得後5年以上の実務経験を有し、摂食嚥下障害を持つ者（児）に関わる栄養管理に通算3年以上従事していること。
- (2) 日本栄養士会および嚥下リハ学会が指定する研修（以下、「摂食嚥下リハ栄養専門研修」という。）の履修を必須とする。
- (3) 摂食嚥下機能に関する実績5症例および実務経験歴を提出すること。
- (4) 摂食嚥下リハビリテーションおよび栄養分野の学術集会・地方会または関連する研究会等において、摂食嚥下に関する筆頭発表、もしくは筆頭論文を過去3年間のうち1篇以上有すること。

(研修小委員会等)

第4条 制度規約第7条に定める研修小委員会委員の員数は、3名以上とする。

- 2 制度規約第8条に定める試験小委員会委員の員数は、3名以上とする。

(専門研修)

第5条 制度規約第7条に定める摂食嚥下リハ栄養専門研修とは、講義・演習・実習を含める。

(認定試験)

第 6 条 認定委員会は、認定試験に受験申請のあった者に対し、申請書類をもって書類審査を実施する。

- 2 認定試験は、認定試験受験資格を有し、認定試験受験に必要な書類を認定委員会に提出し、書類審査に合格した者に対して行う。
- 3 試験方法は、選択式問題（症例も含める）および 記述問題とする。
- 4 試験問題案の作成は、試験小委員会が行い、試験問題は認定委員会が調整して決定する。
- 5 試験問題の出題範囲は、到達目標の項目に準じる。
- 6 試験日は、原則的に毎年 12 月の第 2 日曜日とする。

（受験申請）

第 7 条 認定試験の受験申請に必要な書類は下記のものとする。

- (1) 受験申請書（様式 1）
  - (2) 履歴書（様式 2）
  - (3) 管理栄養士の免許証（写し）
  - (4) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士認定証（写し）
  - (5) 摂食嚥下リハ栄養専門研修修了証
  - (6) 受験申請料の払い込み受領証（写し）
  - (7) 返信用封筒
- 2 受験を申請する者は、受験申請料として 15,000 円を納付しなければならない。
  - 3 既納の受験申請料は、いかなる理由があっても返却しない。
  - 4 受験申請に必要な書類は指定の期日までに日本栄養士会事務局へ到着するように郵送する。

（合否判定）

第 8 条 試験結果に基づき認定委員会が案を作成し、日本栄養士会および嚥下リハ学会理事会が合否を決定する。

- 2 合否は総得点による判定とする。
- 3 合格発表は、合格者の受験番号を日本栄養士会ホームページ上に掲載して行う。

（認定登録）

第 9 条 認定試験に合格した者は、摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士として登録申請を行うことができる。

- 2 認定登録を申請しようとする者は、下記の書類を指定の期日までに日本栄養士会事務局に提出しなければならない
- (1) 認定登録申請書
  - (2) 認定登録料の払い込み受領証（写し）
- 3 登録を申請しようとする者は、登録料として 15,000 円を納付しなければならない。
  - 4 既納の登録料は、いかなる理由があっても返却しない。
  - 5 認定登録されたものに対し、日本栄養士会は、認定証を交付する。交付日は、合否判定の年の 4 月 1 日付とする。

(資格更新)

第 10 条 制度規約第 10 条に定める資格更新は、次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 摂食嚥下リハビリテーション学会認定士の資格を有すること。
- (2) 過去 5 年間に摂食嚥下障害を持つ者（児）に関わる栄養管理に通算 3 年以上従事していること。
- (3) 過去 5 年間に別に定める研究業績及び研修業績等の必要な単位数を有すること。

(更新申請)

第 11 条 資格更新の申請に必要な書類は、認定を受けてから 5 年後の 12 月 1 日までに次の各号を日本栄養士会事務局へ提出する。

- (1) 更新申請書
  - (2) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士認定証（写し）
  - (3) 本規程第 10 条第 3 号を証明する書類（写し）
- 2 日本栄養士会生涯教育制度の認定管理栄養士の 8 つの分野のいずれかの認定資格を有していること。または、資格取得後 10 年以内に認定資格を有すること。
- 3 資格を更新する者は、資格更新料として 20,000 円を納付しなければならない。
- 4 既納の資格更新料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定期間の延長)

第 12 条 制度規約第 10 条の規定にかかわらず、認定期間中に次の各号のいずれかの事由に該当し、認定委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、認定期間を最大 3 年間延長することができる。

- (1) 産前産後休業・育児休業
- (2) 長期療養
- (3) 介護
- (4) 留学・海外勤務
- (5) 天災その他やむを得ない事情

附則 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 資格更新に必要な研究業績及び研修業績とその単位数

- 1 規程第 10 条第 3 号の必要な総単位数は 50 単位数以上とする。なお、更新セミナーの履修は必須とする。
- 2 資格更新に必要な研究業績及び研修業績とその単位数は、摂食嚥下リハビリテーション栄養に関する次の表のとおりとする。

区分	内容		単位数	備考
研究	論文発表等	筆頭	40	
		共著	10	
	症例報告	筆頭	10	査読付
	学会・研究会発表	筆頭	5	
	依頼原稿・教科書・専門誌への執筆		5	1冊ごと
研修	更新セミナー		5	必須（1回以上）
	講師（60分以上、調理実習講師も含む）		5	必須（1回以上）